

## [事案 22-97] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 和解成立

### <事案の概要>

募集担当者の虚偽説明または無面接を理由に、契約取消と既払込保険料の返還等を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 18 年 5 月、営業担当者より、亡夫を介して医療保険に加入した。その後、19 年 11 月、「適応障害」により 10 日間ほど入院したため、入院給付金を請求したところ、保険会社から医療機関への事実確認についての協力要請を受けたが、納得できずこれを拒否した。

医療保険に加入した際、加入手続きは亡夫が行ったものであり、自分は営業担当者と面談することなく、契約内容の説明も受けずに申し込んだ。また、自分の既往症について話したところ、営業担当者は亡夫に対し、「既往症があっても保険に入れるし、入院した時には給付金が受け取れる」との説明があり、告知せず加入手続きをした。

営業担当者の加入時の取扱いに問題があったので、保険契約を取消し、既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立契約を取り消すべき理由はないことから、請求に応じることはできない。

- (1) 申立契約の申込手続については、平成 18 年 4 月、営業担当者が申立人の自宅で、亡夫同席のもと申立人と面談し、申立人に契約内容および重要事項の説明を行ったうえで、申立人本人に申込関係書類に自署および押印いただいております。告知書記入に際しても、ありのままに告知するよう説明し申立人に全て記入していただいております。
- (2) 申立契約の申込以前に、営業担当者が申立人または亡夫より、申立人の健康状態（既往症等）について聞いていた事実は一切なく、また、営業担当者が申立人または亡夫に対して、既往症があっても保険に加入でき、保険給付を受けられる旨説明した事実も一切ない。
- (3) 申立契約の申込にあたって、仮に、申立人と営業担当者が面談していなかったとしても、申立人の申立契約への加入意思に瑕疵は認められず、申立契約を取り消す理由はない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および相手方会社から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、営業担当者からの事情聴取の内容にもとづいて下記のとおり審理した。

#### 1. 虚偽説明の主張について

- (1) 特段の事情がない限り、営業担当者は、既往症に関し虚偽説明はしていないと推認できるが、本件においては、担当者から虚偽の説明を受けたとされる申立人の夫は既に死亡しており、当時の事情を聴取することができず、他に上記推認を覆す証拠も見当たらないので、募集担当者が虚偽説明をしたとの申立人の主張を認めることはできない。
- (2) よって、営業担当者が申立契約を勧誘するに際し、重要事項について事実と異なること

を告げたとは認められず、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。  
また、営業担当者に詐欺があったと認めることもできず、詐欺による取消し（民法96条1項）も認められない。

さらに、申立人（被保険者）が署名した告知書により、健康状態等について質問されていることは容易に分り、医療保険に加入できたとしても、既往症が無担保となるのが一般的であることからすると、申立人には、錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言えるので、申立人から無効を主張することはできない（民法95条ただし書）。

## 2. 無面接などの主張について

申立人は、事情聴取において、亡夫を介して、営業担当者から契約内容の説明を受けることを容認し、その上で、申込書に署名・押印したことを認めており、入院給付金の請求もしている。以上からすると、仮に、申立人の主張のとおり、営業担当者が申立人に面接しておらず、申立人に対し契約内容の説明を直接行っていなかったとしても、申立契約は有効に成立したといえる。

以上のように、申立人の主張を直ちに認めることはできないが、下記の事情からすると、無面接で、直接契約内容の説明がなされていない可能性を否定することはできず、面接がなされ、面前で告知がなされていれば、申立人の錯誤は回避できたのではないかと考えられる。

そこで、当審査会は、本件は和解で解決するのが相応しいと考え、裁定書により和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 営業担当者が会社で行っていた日々の活動結果の報告について確認したところ、営業担当者が申立人宅を訪れたとする日に、申立人宅を訪れたとの報告はなされなかった。
- (2) また、営業担当者は事情聴取において、告知書の質問事項は一つずつ読み上げながら申立人を書いてもらった旨述べているが、告知書の質問事項の一部は申立人が告知する必要はないのに、告知がなされていた。
- (3) 以上の客観的な事実からすると、営業担当者は申立人と面接しておらず、面前で告知を受けていなかったのではないかとの疑問が生じる。
- (4) 申立人と営業担当者の事情聴取での説明は、どちらかが信憑性を欠くと評価できるものではなかった。
- (5) 面接の有無については、申立人の亡夫より事実関係を確認することができないため結論を出すことはできない。